

社会福祉法人 善興会
役員及び評議員に対する報酬等支給基準表（案）

社会福祉法人善興会定款第21条により「理事及び監事に対して、評議員会において算定した額を報酬等として支給することができる。」と定めており、令和3年6月8日開催「令和2年度定例評議員会」にて議決した報酬等の支給基準を次表の通り定める。

また、定款第8条にて記載の評議員の報酬等及び評議員選任・解任委員会運営細則第7条記載の報酬等についても再掲する。

役職	支給基準	報酬額
理事長	理事会・評議員会出席 監事監査立会	月額600,000円
常務理事	理事会・評議員会出席 監事監査立会	職員給与のみ支給
理事	理事会出席	無報酬
監事	理事会・評議員会出席 監事監査	無報酬
評議員	評議員会出席	無報酬
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席 評議員会	無報酬